

# 犯罪収益移転防止法に関する 留意事項について (ファイナンスリース事業者)

(注) 本文書は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成23年3月31日法律第31号）の施行の日（平成25年4月1日）から適用するものとする。

平成24年11月  
経済産業省商務情報政策局  
消費経済企画室

## 犯罪収益移転防止法に関する留意事項について (ファイナンスリース事業者)

本文書は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「法」という。)第2条第2項第37号(現行の同条同項第34号)に定めるファイナンスリース事業者(以下「ファイナンスリース事業者」という。)が法第4条に規定する確認義務、法第8条(現行の第9条)に規定する疑わしい取引の届出義務等を履行するに当たり、留意すべき事項を示したものである。

なお、個別の事情に応じて、法令等の範囲内においてこれと異なる取扱いとすることを妨げるものではない。

### 1. 取引を行う目的の種類

以下は、ファイナンスリース事業者が法第4条第1項又は第2項の規定により、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令」第7条第1項第2号(現行の第8条第1項第2号)に掲げる取引に際して「取引を行う目的」を確認するに当たり、参考とすべき類型を例示したものである(複数選択可)。

なお、これらの類型は例示であるため、各ファイナンスリース事業者において、これらの類型を参考としつつ、特定取引の内容や個別の業務・取引実態等に応じ、異なる類型により確認することとしても差し支えない。

- |                                |
|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 業務用設備 |
| <input type="checkbox"/> 業務外設備 |

### 2. 職業及び事業の内容の種類

以下は、ファイナンスリース事業者が法第4条第1項又は第2項の規定により「職業」又は「事業の内容」を確認するに当たり、参考とすべき類型を例示したものである(複数選択可)。

なお、これらの類型は例示であるため、各ファイナンスリース事業者において、これらの類型を参考としつつ、個別の業務・取引実態等に応じ、異なる類型により確認することとしても差し支えない。

職業	事業の内容
<input type="checkbox"/> 会社役員／団体役員	<input type="checkbox"/> 農業／林業／漁業
<input type="checkbox"/> 会社員／団体職員	<input type="checkbox"/> 製造業
<input type="checkbox"/> 公務員	<input type="checkbox"/> 建設業
<input type="checkbox"/> 個人事業主／自営業	<input type="checkbox"/> 情報通信業
<input type="checkbox"/> パート／アルバイト／ 派遣社員／契約社員	<input type="checkbox"/> 運輸業
<input type="checkbox"/> 主婦	<input type="checkbox"/> 卸売／小売業
<input type="checkbox"/> 学生	<input type="checkbox"/> 金融業／保険業
<input type="checkbox"/> 退職された方／無職の方	<input type="checkbox"/> 不動産業
<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> サービス業
	<input type="checkbox"/> その他 ( )

### 3. 取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等を的確に行うための措置

以下は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）への対策に関する国際的な要請を踏まえ、我が国のファイナンスリース事業者によるマネー・ローンダリング等への対策をより確実なものとするべく、法第10条に規定する「体制の整備」に関連して、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等を的確に行うために考えられる措置を例示したものである。

なお、これらの措置は例示であるため、各ファイナンスリース事業者において、これらの措置を参考としつつ、個別の業務・取引実態、マネー・ローンダリング等に利用されるおそれの程度等に応じ、より適切な措置を講ずることとしても差し支えない。

#### (1) 特定取引に当たらない取引に関する措置

特定取引に当たらない取引についても、例えば敷居値を若干下回るなどの取引が反復継続的に行われているなどの不自然な取引は、当該取引がマネー・ローンダリング等に利用されるおそれがあることなどを踏まえ、十分に注意を払うこと。

#### (2) 取引時確認の徹底

顧客等がなりすまし・偽り等を行っているおそれがあることを踏まえ、例えば取引時確認に写真が貼付されていない本人確認書類を用いて行うなどの取引は、特に、顧客等と取引の相手方の同一性判断に慎重を期すなどして、十分に注意を払うこと。

#### (3) 顧客等の継続的なモニタリング

上記のほか、既に確認した取引時確認事項について、顧客等がこれを偽ってい

る（例えば、マネー・ローンダリング等目的の取引であるにもかかわらず、本来の目的を秘して別の取引目的を申告することは、取引目的の偽りに該当し得る。）などの疑いがあるかどうかを的確に判断するため、当該顧客等について、最新の内容に保たれた取引時確認事項を活用し、取引の状況を的確に把握するなどして、十分に注意を払うこと。